

緊急告知

**東電の電気料金の値上げ時期を、
先送りにすることができる可能性があります**

拝啓 向春の頃、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より協会活動にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、電気の大目利用者の皆様には、東京電力より「電気料金値上げのお願いにつきまして」という文章が届いているかと存じます。その2ページ目「電気需給契約の一部変更についてのお願い」に「なお、お客様が新しい電気料金にご了承いただけない場合には、誠に恐れ入りますが、本書をご確認後3月30日までに、当社（下記【高圧のお客さま専用お問い合わせダイヤル】）までご連絡頂きますようお願い申し上げます。」とあります。つまり、この文章が届いた方で東電に連絡をしない方は、4月1日からの東電の電気料金値上げを了承したことになる訳です。

しかしながら、各店舗には、東電との契約期間があり、電気料金値上げ時期を現在の契約期間満了後に先送りすることが可能なようです。たとえば、現在の契約期間が2011年6月1日から2012年5月30日の場合、値上げ時期を2012年6月1日から先送りしてもらうことができるようです。

実際に東電との交渉でそうした実例を数件確認しております。

その為には、まず各店舗の東電との契約期間を確認の上、下記へ連絡し担当者へ繋いでもらい粘り強く交渉することが必要です。

敬具

【東電の連絡先】

お手元に、東電から届いた「電気料金値上げのお願いにつきまして」の書類、もしくはお客さま番号のわかる請求書・領収書を用意して下記の電話番号に電話をする。

0120-926-488（通話料無料）月～金 午前9時～午後5時